

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>1. ～8. (省略)</p> <p>9. (自動満期処理の特約)  前記第8条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日 <u>(満期日が休日  の場合は満期日を起算日として翌営業日)</u> に自動的に解約し、給付契約金（税引後）の全額について  あらかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。  (1) (省略)  (2) 当座性貯金へ預入れする場合の取扱い  ①貯金口座は、既に開設されている当座性貯金に預入れします。ただし、この積金を総合口座通帳  に組入れているときは、当該普通貯金口座への預入れに限ります。  ②預入金額は、給付契約金（税引後）金額または前記第1項第3号の指定により定期貯金を作成し  た場合の残額とします  (3) ～ (4) (省略)</p> <p>10. ～23. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上  <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>1. ～8. (省略)</p> <p>9. (自動満期処理の特約)  前記第8条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日 <u>(追加)</u> に自動  的に解約し、給付契約金（税引後）の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱いま  す。  (1) (省略)  (2) 当座性貯金へ預入れする場合の取扱い  ①貯金口座は、既に開設されている当座性貯金に預入れします。ただし、この積金を総合口座通帳  に組入れているときは、当該普通貯金口座への預入れに限ります。  ②預入金額は、給付契約金（税引後）金額または前記第1項第3号の指定により定期貯金を作成し  た場合の残額とします  (3) ～ (4) (省略)</p> <p>10. ～23. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上  <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>